

農地に関するお知らせ

農地の貸し借りや
売買の手続きの前に…

当町での決まりごと!!

- 1 農地のある地区（主に集落）の農用地利用改善組合での調整が必要となります。
※当町ではほぼ全地区に農用地利用改善組合がありますので、役員の方に必ず相談してください。
- 2 農用地利用改善組合で調整した後に、農業委員会での申請手続きとなります。
※申請の〆切は毎月10日（10日が土日祝日の時はその直前の平日）で、当月25日の総会（25日が土日祝日の時はその直後の平日）で審議され、事案により即日許可、又は翌日公告により許可相当となるもの、県知事許可が必要であれば後日許可となるものがあるため、詳細については、事前に事務局にお問い合わせください。
- 3 地域の担い手農家（認定農業者等）に賃貸する場合は、農地中間管理事業を利用した申請手続きをすることもできます。
※農業経営をリタイアし全農地を貸す場合等、助成金の交付対象となるケースがあります。但し、貸借期間が長期（10年）となることや、賃借料のやりとりが口座振替に限定されるため物納（米）貸借ができない等の制限がありますので、事前に確認をお願いします。



農業者年金に加入しませんか？

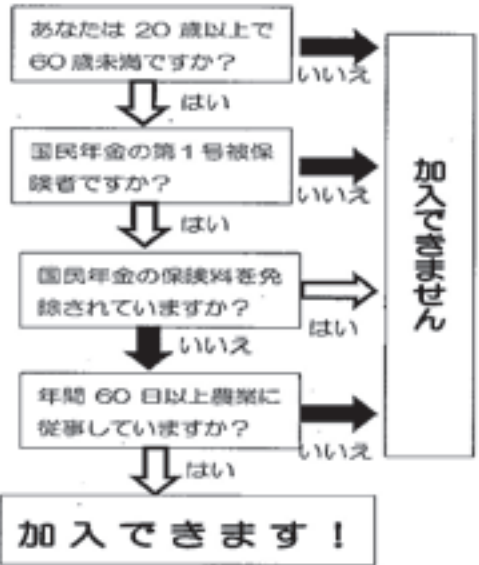
○農業者年金は、農業者だけが加入できる国民年金の上乗せ年金です。
○納めた保険料とその運用益により年金額が決まる積立方式（確定拠出型）のため、安心な年金制度です。
○保険料は全額が社会保険料控除され、節税になります。
○自分で月額保険料を決められます。（2万円～6万7千円）

経営移譲年金受給者の皆様へ 農業者年金が減額になる場合があります

農地の貸借の相手先の変更や農地の転用など、農地の移動の予定があるときは農業委員会にご相談ください。

次の項目に該当する場合は、届出が必要となる場合があります。

- 貸していた農地が返還された
- 農業経営を再開した
- 後継者が転出した
- 貸借の相手が変わった
- 後継者が亡くなった



編集後記

農業者の高齢化が問題となつている中で、新規就農する青年農業者も少なからず育つており、地域の皆様と共に歩む存在として、頑張つてほしいと思います。農業を取り巻く現状は厳しく、多くの課題を抱えておりますが、身近な話題や情報を提供することで、皆様と農業委員会との絆が更に深まればと考えます。

この広報誌が、農業者同士の交流や地域への情報発信の一助となればと願っておりますので、ご意見、ご感想などをお寄せいただければ幸いです。（記 齊藤）

広報誌編集委員会

- | | |
|-----|-------|
| 委員長 | 青木 忠弘 |
| 委員 | 遠藤 史夫 |
| | 伊藤 芳夫 |
| | 今野 悦子 |
| | 高橋 敏明 |
| | 齊藤 誠 |
| | 間宮 良一 |